

令和8年度二本松市事業所等人材育成補助金

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修の開催にかかる経費の一部を補助します。

【令和8年度予算額60万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
補助対象者	<p><u>次のすべてに該当する事業所等（大企業を含む、事業を営む者又は団体すべて）が対象となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有していること ・市の住民基本台帳に記録されている個人。又は市内に本店の住所の登記がある法人。 ・市内で事業を1年以上営んでいること ・市税を完納していること ・補助対象事業について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていないこと
補助対象事業	<p><u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行われる以下の研修等が対象となります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学の主催する各種研修 ホームページ https://www.utsukushima.net ② 公益財団法人福島県産業振興センターその他の公益法人の主催する各種研修 ホームページ https://www.smrj.go.jp/institute/index.html ③ 事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して市内において開催する研修（補助対象外） 職務管理上必要な研修及び職務上必要な免許の取得、更新を目的とする研修 自動車及び原動機付自転車の運転免許取得、特殊免許、牽引免許取得に係る教習等
補助額 ※1,000円 未満切捨	<p><u>○上記「補助対象事業」における①及び②の研修について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講に要する経費（受講料・テキスト代・旅費）の1/2以内の額 ・受講者1人につき限度額5万円 <p>※申請年度中1事業者10万円まで ※旅費における交通費は、公共交通機関を利用したもの</p> <p><u>○上記「補助対象事業」における③の研修について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に要する経費の1/2以内の額 （講師の依頼等にかかる経費・会場等の借上げにかかる経費） ・限度額20万円 <p>※補助対象事業とできるのは、申請年度中1事業者1研修</p>
申請手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】</p> <p>事業開始前に次の書類を提出してください。 ※事業開始後の申請は補助対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■二本松市事業所等人材育成補助金交付申請書（第1号様式） ■研修の概要書 ■研修に要する経費の計算書 ■納税証明書（商工課補助金申請用） （課税がない者にあつては、課税証明書） ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】</p>

申請 手続き	<p>(3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。</p> <p>(4) 研修等当日【申請者】 実績報告の際に受講者名簿の写し及び補助対象事業③にあつては実施状況写真が必要となります。</p> <p>(5) 実績報告【申請者→市】 事業完了後14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 ※事業開始前の申請内容と相違がある場合、補助金交付額が減額となる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ■事業所等人材育成補助金事業実績報告書（第4号様式） ■修了を証する書類の写し ■受講者名簿の写し ■研修に要した経費の領収書の写し ■実施状況写真（補助対象事業③の場合） </p> <p>(6) 確定通知【市→申請者】</p> <p>(7) 補助金交付請求【申請者→市】 <ul style="list-style-type: none"> ■事業所等人材育成補助金交付請求書（第5号様式） </p> <p>(8) 補助金交付【市→申請者】</p>
-------------------	--

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp